

「社会福祉法施行規則の一部を改正する省令案について」に対する
意見募集の結果について

令和 2 年 3 月 24 日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

令和 2 年 2 月 4 日（火）から令和 2 年 3 月 4 日（水）までの間、「社会福祉法施行規則の一部を改正する省令案について」に関して意見を募集したところ、1 通の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれらに対する考え方につきまして以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

整理番号	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	除外事項と当該除外事項が限定付適正意見でよい（不適正でなくてよい）理由をまとめて、「当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び除外事項を付した限定付適正意見とした理由」と規定すべきではないか。	今般追加する「除外事項を付した限定付適正意見とした理由」については、他の省令における規定も参考に、従前規定されていた事項と並列的な位置づけとして規定しております。
2	改正後の第 2 条の 30 第 1 項第 4 号「継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項」は、「継続組織の前提に関する事項の注記に係る事項」とすべきではないか。	社会福祉法人会計基準において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提を「継続事業の前提」としているところであり、当該規定に合わせて「継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項」と規定しております。